2　市町村等事務の廃止、休止又は再開については、第三十四条の二十三第三項及び第四項（第三号を除く。）の規定を準用する。

（市町村等事務の委託の公示等）

第六条の二十五　市町村又は都道府県は、法第十一条の二第四項の規定により公示するときは、次に掲げる事項について行うものとする。

一　当該委託に係る市町村等事務受託事務所の名称及び所在地

二　委託する指定事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名

三　委託開始の予定年月日

四　委託する市町村等事務の内容

2　市町村又は都道府県は、令第三条の七第二項の規定により公示するときは、次に掲げる事項について行うものとする。

一　当該委託に係る市町村等事務受託事務所の名称及び所在地

二　委託している指定事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名

三　委託終了の年月日

四　委託している市町村等事務の内容

（管理者）

第六条の二十六　指定事務受託法人は、市町村等事務受託事務所ごとに管理者を置かなければならない。　（新設）

（身分を証する書類の携行）

第六条の二十七　指定事務受託法人は、市町村等事務を行う場合においては、当該職員に身分を証する書類を携行させ、これを提示すべき旨を指導しなければならない。　（新設）

（苦情処理）

第六条の二十八　指定事務受託法人は、自ら実施した市町村等事務に対する質問等対象者からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。　（新設）

2　指定事務受託法人は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

（記録の整備）

第六条の二十九　指定事務受託法人は、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。　（新設）

2　指定事務受託法人は、市町村等事務の実施に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一　実施した市町村等事務の内容等の記録

二　前条第二項に規定する苦情の内容等の記録

第二節　（略）

（支給決定の申請）

第七条　（略）

一～四　（略）

五　当該申請に係る障害者が現に介護保険法の規定による保険給付に係る居宅サービス（同法第八条第一項に規定する居宅サービスをいい、同条第二項に規定する訪問介護、同条第七項に規定する通所介護及び同条第九項に規定する短期入所生活介護に限る。第十二条第七号及び第十七条第七号において同じ。）を利用している場合には、その利用の状況

第一節　（略）

（支給決定の申請）

第七条　（略）

一～四　（略）

五　当該申請に係る障害者が現に介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定による保険給付に係る居宅サービス（同法第八条第一項に規定する居宅サービスをいい、同条第二項に規定する訪問介護、同条第七項に規定する通所介護及び同条第九項に規定する短期入所生活介護に限る。第十二条第七号及び第十七条第七号において同じ。）を利用している場合には、その利用の状況